

市民の皆様へ

はじめに

近年、異常気象による自然災害が全国各地で発生し、その被害は甚大になっています。「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われますが、私たちは災害がいつ発生しても対応できるように、日頃から防災意識を高め、備えることが必要です。

災害時に被害の拡大を防ぐためには、防災に関する知識も必要ですが、日常生活において意識することが大切です。家庭においても、「ここはこれで大丈夫か?」、「あそこは何かおかしくないか?」と思うことで、まず、自分自身を守り、家族を守り、それぞれの家庭が取り組むことが地域を守ることに繋がります。「自分の身の安全は自分で守る(自助)」、「地域の人々がお互いに協力し地域を守る(共助)」、「国、県、市などによる(公助)」の3つが連携して、災害時の危機的な状態をのりこえることができます。

災害に対する心構えは、事前に非常持ち出し品などの準備や、家族間の連絡体制を万全に整え、自主的な避難など空振りを恐れず行動することが重要です。

この防災マップは、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、指定避難所、指定緊急避難場所の位置などのほか、災害への備えや心構えをまとめた掲載内容となっています。

ご家庭で目に付くところに常備いただき、災害が発生しても落ち着いて行動できるように、役立てていただければ幸いです。

平成29年2月
湯 沢 市

索引

市民の皆様へ・索引	1	詳細図 No.1	21-22
特別警報をご存知ですか?	2	詳細図 No.2	23-24
風水害対策	3	詳細図 No.3	25-26
竜巻対策(竜巻から身を守る)	4	詳細図 No.4	27-28
土砂ハザード情報について	5	詳細図 No.5	29-30
洪水ハザード情報について・1	6	詳細図 No.6	31-32
洪水ハザード情報について・2	7	詳細図 No.7	33-34
役内川浸水域マップ(改正前)	8	詳細図 No.8	35-36
火災対策	9	詳細図 No.9	37-38
火山に関する情報について	10	詳細図 No.10	39-40
雪害対策	11	詳細図 No.11	41-42
地震対策	12	詳細図 No.12	43-44
秋田県地震被害想定調査	13	詳細図 No.13	45-46
わが家の防災対策&チェック	14	詳細図 No.14	47-48
非常時持出品の準備&チェック	15	詳細図 No.15	49-50
メモ	16	詳細図 No.16	51-52
わが家の「防災・緊急情報」メモ	17	詳細図 No.17	53-54
避難とは?・学校・ライフライン等 連絡先	18	詳細図 No.18	55-56
指定避難所・指定緊急避難場所一覧	19	詳細図 No.19	57
湯沢市 全図	20	緊急速報メール(エリアメール)について	58
		避難行動ガイド	巻末

発行：湯沢市(問い合わせ：総務課総合防災室 0183-55-8250)
制作・著作：株式会社ゼンリン秋田営業所
作成：平成29年2月

「この地図は秋田県知事の承認を得て森林基本図を使用し作成したものである 承認番号 平成26年6月5日 指令森-699」
「この地図は、湯沢市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調製したものである。承認番号 平成26年度湯都第628号」

特別警報をご存知ですか?

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話：03-3212-8341 FAX：03-6689-2917 (耳の不自由な方向へ)
気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp>
特別警報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>